

旧東ドイツスポーツ関係者の言説 —インタビュー調査を中心として—

寶 學 淳 郎 (金沢大学) *

The Accounts of the Person concerned with former East Germany sports : An Interview – Focused Investigation

Atsurou Hougaku (Kanazawa University)*

(2017年2月27日受理)

Abstract

This was a basic research designed to reconstruct the history of sport in the former East Germany which gained worldwide attention as a model of socialism, including its sports. For this study, people in the field were interviewed for their accounts of East German sports and East Germany more than twenty years after reunification, and a comparison was then made with written autobiographical accounts.

Those who had written autobiographies since reunification were approached through acquaintances about the possibility of being interviewed, resulting in the content of the autobiographies becoming that for the interviews. Since the interviews needed to be conducted methodically, only the following five people were able to be interviewed within the research period: H. Hettrich (an official for mass sports), G.A. Schur (a prominent athlete), K. Huhn (a renowned sports journalist), I. Geipel (a doping victim), and U. Wille (a veteran, top-level trainer in Germany).

The main topics discussed by the interviews were sports for children and youth, competitive sports, mass sports, Soviet influence and the distinctiveness of East German sports, the reorganization of the sports system, the sports-related regulations, the activities of trainers, the sports volunteer, the doping, Stasi, positive and negative aspects of East German sports, and counterarguments to criticisms of East German sports.

One notable feature in the verbal accounts was that hardly any negative aspects of East German sports were recounted by K. Huhn and others who were in a position to continue to defend East Germany and East German sports after reunification. This parallels the characteristics of autobiographies written after 2000 more than with those written immediately after reunification, which may be related to the unfair treatment of East Germany and East German sports following reunification. In contrast, I. Geipel, who was a victim of doping and thoroughly condemns East Germany's doping policy, did not recount any positive aspects of East German sports.

Personal opinions concerning East German society and sports related by people who lived through the Cold War period are considered to be valuable because many could not be expressed in East Germany and are generally unknown. However, the verbal accounts are believed to strongly reflect the speaker's occupation, status, and position in both the former East Germany and Germany after reunification, and as such, personally convenient accounts need to be handled with caution.

キーワード: 東ドイツ, スポーツ史, インタビュー

Key Words: East Germany, sports history, interview

I. 研究の目的

ドイツ連邦共和国（以下、1990 年以前は西ドイツ、以後はドイツと表記）では、ドイツ再統一後「ドイツ民主共和国（以下、東ドイツと表記）のスポーツとは何であったのか？」「東ドイツスポーツを近代ドイツスポーツ史にどのように位置づけるのか？」を明確にするために、東ドイツスポーツ史の再構成が企図されてきた。東ドイツ時代に書かれた教条主義的なスポーツ史叙述に懐疑があったからである¹⁾。

1990 年代後半に入って、ドイツでは、ポツダム大学を中心として進められた東ドイツスポーツ史研究が纏まった成果として出された。「ドイツにおけるスポーツの発展シリーズ」全 4 巻などである。その中の一つ西ドイツ出身の G. シュピッツァーらによって編纂された『東ドイツスポーツの鍵となる文書：オリジナルな史料によるスポーツ史的外観』（1998 年）は、東ドイツスポーツの発展について転換期を中心に跡づけ、その輪郭を明確にするものであった。同著では、東ドイツにおけるスポーツの政治的利用、シュターゲによるスポーツの監視、ドーピング、秘密裏の競技スポーツの助成など、主に東ドイツスポーツのネガティブな側面に焦点があてられている²⁾。

その後、東ドイツスポーツ史を新しく如何なる形で叙述するかに関する論議が 1999 年に「スポーツの社会・現代史」誌に掲載された W. ブスらの論文を巡って生じた。この論議の推移については、船井によって著されているので省略するが³⁾、この論議の焦点の一つは、東ドイツスポーツ史再構成への東ドイツスポーツ関係者の関与をどこまで認めるかにあった。

当初企図されていた東ドイツスポーツ史再構成のための東西ドイツスポーツ関係者による共同作業は、幾つかの例を除いて実施されておらず、東ドイツスポーツ史の再構成は、西ドイツ出身のスポーツ史家主導で進められているのが現状である。東ドイツスポーツ関係者の多くは、西ドイツ出身のスポーツ史家によって書かれた東ドイツスポーツ史にかかわる誤った叙述、作偽的内容、東ドイツスポーツ関係者の著作などを無視するようなドイツの状況などを批判している⁴⁾。このことは現代史研究における悩ましい問題であるが、今後の研究の方向性を見極めるためにも、我々は東ドイツスポーツ関係者の考えや主張を蔑ろにせず、また知る必要があると思われる。

東ドイツスポーツ関係者の語るもの、例えば自叙伝的著作⁵⁾について、C. ベッカーは、東ドイツのスポーツマン、トレーナー、幹部、ジャーナリストが、東ドイツスポーツに関するその個

人的見解を詳述したことは歓迎すべきことであり、それらは時代の証言者へのインタビューとともに、純粋な公文書類の研究に対し方法論上避けがたい修正を示したと述べる一方で、風当たりの強い当事者に対するインタビューを纏めたものについては、主観的な証言もみられることを指摘している⁶⁾。国家崩壊後批判に晒された当事者による著作などの取り扱いには注意を要するが、あまり語られることのなかった東ドイツスポーツ関係者の言説は、今後東ドイツスポーツ史を考えるうえで示唆を与えるものであらう。

一方、日本においても、東ドイツスポーツ史研究は十分には進んでいない。例えば、ドイツ再統一後の代表的な藤井の著作は、東ドイツスポーツの歪んだ民主集中制やシュターゲとの関係などを明らかにし、我々に多くの示唆を与えるものであるが、東ドイツスポーツ関係者の語るものについて殆ど触れていない⁷⁾。

このような日本の研究状況も踏まえ、筆者は、東ドイツスポーツ関係者によって書かれた自叙伝的著作に注目し、ドイツ再統一後から 2007 年までに東ドイツスポーツ関係者によって出された代表的な 13 冊の自叙伝的著作⁸⁾⁻²⁰⁾について（表-1 参照）、彼らが東ドイツスポーツ及びその周辺の何について多く論じているのか、それをどのように論じているのかを明らかにし、先行研究や同時期の研究と比較したうえで、その特徴を検討した。

同研究においても、自叙伝的著作の著者達へのインタビュー調査を可能な限り実施する予定であった。現代スポーツ史研究におけるインタビュー調査の必要性を感じているからであり、調査を通して著作の内容がより豊かに理解できると考えたからである。しかし、著者達へのコンタクトは予想以上に困難であった。

東ドイツスポーツ史再構成に際して、東ドイツスポーツ関係者の関与をどこまで認めるかという論議は今なお続き、今後も続くと思われるが、東ドイツが消滅し、20 年以上を経た今、社会主義の模範と言われ、スポーツ分野でも世界の注目を集めた「東ドイツのスポーツとは何であったのか」という問題をネガティブな側面だけに偏らずに冷静に分析するチャンスが生み出されているように思われる。我々は公開・整理されつつある公文書類の分析とともに、主観性や虚偽性に留意しつつ、自叙伝的著作や時代の証言者の声に耳を傾け、慎重に時間をかけて東ドイツスポーツ史研究を進めるべきであらう。これらの言説の分析によって、社会主義国家であった東ドイツの社会やスポーツを理解するための様々な手懸かりを得ることが予想される。

表－1 1990－2007年までの旧東ドイツスポーツ関係者の代表的な自伝的著作

著 者 (生 年)	出版年	著 作 名
M. ザイフェルト (不明)	1990	東ドイツスポーツの名声と不幸：総括でないスポーツジャーナリスト40年のメモ
R. フクス (1946) / K. ウルリッヒ (1928)	1990	月桂樹と喪章：スポーツの驚き東ドイツの興隆と“没落”
M. エヴァルト (1926)	1994	私がスポーツであった：勝者が次々に生まれたおとぎの国の真実と伝説
K. ヴィット (1965)	1994	規定演技と自由演技の間の私の人生
H. F. エルテル (1927)	1997	最高の時：回想録
G. ゼイフェルト (1948)	1998	その時な何かをなさねばならない：規定演技と自由演技以上の私の人生
G. A. シュアー (1931)	2001	テーフェ 自伝：グスタフ・アドルフ・シュアーがその人生を語る
I. ガイペル(1960)	2001	見失われた競技：あるドーピング訴訟日誌
H. ヘトリッヒ(1932)	2004	スポーツ：私の大きな愛
N. ロガルスキー(1935)	2005	資格を付与されたが不適格となる：私はどのようにドイツ体育大学を過ごしたのか？
K. アンンブラー(1940)	2005	自転車のための人生：自伝
K. U. フーン (1928)	2007	私の第3の人生
H. レックナーゲル(1937)	2007	姿勢の問題：思い出

註：上記のK. ウルリッヒとK. U. フーンはK. フーンのペンネームである。

東ドイツのスポーツ史を再構成するための基礎的研究として、本研究では、ドイツ再統一後20年以上の時を経た今、東ドイツスポーツ関係者にインタビュー調査を行い、彼らが東ドイツスポーツ及びその周辺について語るものを明らかにし、自叙伝的著作で語られたことなどとの比較のうえで、その特徴について若干言及したい。

II. 研究の方法

1. 個別の調査と紹介の必要性

2008年にG.ヴォンネベルガー²¹⁾より指摘されたことでもあるが、東ドイツスポーツ関係者のドイツ国内において住んでいる場所は現在異なり、生活も異なるので、一箇所で会議形態でのインタビュー調査は不可能であり、時間がかかっても個別に関係者を訪ね、調査を行う必要があった²²⁾。そして、調査は、既に面識のある者から紹介を受け、地道に行わねばならない状況

にあったが、本研究では、G.ヴォンネベルガーやH.J.タイヒラー²³⁾の紹介によって道が開けた。

2. 調査対象者

調査では、東ドイツ及び再統一後のドイツにおける立場、世代、性差などを考慮し、可能な限り様々な分野の数多くの関係者に会い、調査を実施することが望ましいと考えたが、まずは、自叙伝的著作を著した関係者への調査の可能性を探った。既に彼らの自叙伝的著作の内容を分析してきたので、彼らの生い立ちや関心を大筋理解していたからである。

3. 調査内容

調査に先立って、事前にメールで対象者全員に以下のことを伝えた。

1) 筆者は東ドイツスポーツ全般に関心があるが、従来それを主に政策史的に研究しており、特に、その時々東ドイツにおけるスポーツのあり方や方向性を示し、影響を与えたと考えられる東ドイツの主なスポーツ関係規定の変遷な

どについて長く研究してきた。

2) その研究を深めるためにも、東ドイツスポーツ関係者の代表的な自叙伝的著作も分析してきた。そこでは、主に次のことが明らかになった。①それらの著作の中で、東ドイツスポーツに関連して多く述べられていることは、競技スポーツ、大衆スポーツ、党のスポーツへの干渉、自立性のないスポーツ組織、ソビエトの影響、スポーツと外交、ドーピング、シュタージ、サッカーの偏重、ステートアマ、メディアとスポーツ、国家崩壊とスポーツなどに関することである。それらには実際に経験した者でしか知り得ない貴重な叙述も多くみられるが、鵜呑みにする訳にはいかない恣意的な叙述もみられる。②それらの叙述には、著者達の東ドイツ時代の職や地位、ドイツ再統一後の立場なども反映され、類似、相異がみられる。③G.シュピッツァーらの著作と同様、これらの著作においても、東ドイツスポーツのネガティブな側面について多くのことが語られている。④しかしその一方で、これらの著作では、東ドイツスポーツに対するネガティブな側面の強調、一面的理解、全般的批判に対して多くの反論もみられ、その傾向は2000年以後の著作で強まっている。このような主張や傾向には、ドイツ再統一後も続く東ドイツ、東ドイツ市民、東ドイツスポーツに対する不当な取り扱いなども反映しているように思われる。⑤東ドイツのスポーツシステムの独自性に関する叙述、第二次世界大戦以前のドイツスポーツとの連続性を窺わせる叙述、スポーツの政策的意図と民衆のスポーツに対する意識の差異を窺わせる叙述も見られる²⁴⁾²⁵⁾。

3) 上記のことをより知るためにもインタビュー調査を行っている。筆者は、東ドイツスポーツのネガティブな側面とされるドーピング、シュタージなどだけを伺いたい訳ではない。調査当日は、主に自叙伝的著作の内容について伺いたいが、東ドイツスポーツ全般について今考えていることも伺いたい。

4. 資料批判

調査によって得られる言説については、主観的、恣意的なものも予想されるので、先行研究や自叙伝的著作などと比較検討する。なお、得られた言説の中で従来あまり知られていない事柄については、研究や他の資料の蓄積を待って評価する必要があると考えられるので、現時点での評価は避け、今後の課題としたい。

Ⅲ. インタビュー調査の実施

調査は、2009年から2012年にかけて、ドイツのベルリン及びマクデブルクの私宅等で行った。表-2は、調査の年月、場所、対象者：紹介者、

対象者の東ドイツ時代の職業、再統一後の立場、職業などである。自叙伝的著作のないU.ヴィレへの調査の予定はなかったが、K.フーンの紹介で実施することになった。この時期、M.ザイフェルト、M.エヴァルトは既に亡くなっており、K.アンブラー、H.レックナーゲルは病気であった。また、表-3は、インタビュー対象者の氏名、自叙伝的著作とその概略である。

Ⅳ. インタビューの内容

上記のように、筆者の研究や伺いたい事柄についてはメールで対象者に知らせてあったが、調査当日の会話の内容は多岐にわたった。各人との主な内容は以下の通りである。

1. **H.ヘトリッヒ**：大衆スポーツに長く携わったH.フーンとは、主に大衆スポーツ、スポーツ共同体、職場スポーツ共同体、スポーツボランティアなどについて話し合った。

2. **K.フーン**：ソビエト占領地区時代からの著名なスポーツジャーナリストであったK.フーンとは、主にスポーツにおけるソビエトの影響、大衆団体の権限の拡大、東ドイツスポーツのポジティブな側面とネガティブな側面、1990年の著作と2007年の著作の違い、ドーピング、スポーツ関係規定について話し合った。

3. **G.A.シュアー**：東ドイツで最大の人気選手であり、引退後ドイツトゥルネン・スポーツ連合幹部、人民議会議員を務めたG.A.シュアーとは、主に学校スポーツ共同体、競技スポーツの種目と地域、スパルタキアド、職場スポーツ共同体、スポーツシステムの改編、スポーツボランティア、ドーピング、スポーツ関係規定について話し合った。

4. **U.ヴィレ**：ドイツ体育大学卒の国家的資格を持つトレーナーであったU.ヴィレとは、主に競技スポーツの後継者養成制度、トレーナーの実際の活動、ドーピングについて話し合った。

5. **I.ガイペル**：ドーピングの被害者でもあり、東ドイツのドーピングを徹底的に糾弾するI.ガイペルとは、主にドーピング、シュタージ、東ドイツスポーツのポジティブな側面とネガティブな側面、大衆スポーツ、スポーツ関係規定について話し合った。

Ⅴ. 東ドイツスポーツ及びその周辺に関する言説

ここでは、インタビュー調査において、東ドイツスポーツ及びその周辺について語られた主な事柄を纏めておきたい。予め筆者の研究などを伝えていたためか、上述のようにインタビューの内容が多岐にわたったので、筆者は内容を分析し、以下のように分類した。

表－２ ドイツにおけるインタビュー調査の実施と対象者など

年 月	場 所	対象者：紹介者	対象者の東ドイツ時代の職業など	対象者の再統一後の立場、職業など
2009年12月	ベルリン	H.ヘトリッヒ： G.ヴォンネベルガー	表舞台に立つことなく長く大衆スポーツに携わったスポーツ幹部	東ドイツ、東ドイツスポーツを擁護する立場、東ドイツスポーツ関係者の親睦団体「スポーツと社会」の会長
2010年11月	ベルリン	K.フーン： H.ヘトリッヒ	最も著名なスポーツジャーナリスト	ドイツ社会主義統一党の後継政党のオピニオンリーダー、スポーツ史家、出版業者
2011年11月	マクデブルク	G.A.シュアー： K.フーン	最も著名なスポーツ選手、ドイツトゥルネン・スポーツ連合幹部、人民議会議員	東ドイツ、東ドイツスポーツを擁護する立場、実業家、ドイツ社会主義統一党の後継政党選出のドイツ連邦議会議員
2011年11月	マクデブルク	U.ヴィレ： K.フーン	ドイツ体育大学卒の国家資格のあるトレーナー	東ドイツの国家資格のあるトレーナーとして、再統一後のドイツにおいても上級では唯一トレーナーの仕事長く務める
2012年7月	ベルリン	I.ガイペル： H.J.タイヒラー	女性陸上選手、ドーピングの被害者、再統一前に西ドイツへ移住	東ドイツの国家的ドーピングを徹底して糾弾、作家・大学講師

表－３ インタビュー対象者の自叙伝的著作とその概略

氏 名	自叙伝的著作	自叙伝的著作の概略
K.フーン	月桂樹と喪章：スポーツの驚き東ドイツの興隆と“没落”（R.フクスとの共著）	同著は、オリンピック大会で2度金メダルを獲得した女性アスリートR.フクスと政府に近いジャーナリストであったK.フーンが、1990年秋不評を被り、急速に崩れた東ドイツスポーツについて、体験をもとに論議したものを纏めた書である。
K.フーン	私の第三の人生	東ドイツの政権政党であったドイツ社会主義統一党の機関誌ノイエス・ドイチェラント紙のスポーツチーフであったK.フーンは、ドイツ再統一後、出版社を立ち上げ、自らも筆をとっている。同著では、再統一後のドイツの状況と彼の歩みが主に記されている。
G.A.シュアー	テーフェ 自伝：グスタフ・アドルフ・シュアーがその人生を語る	同著は、東ドイツスポーツ界最大のスター（自転車の名選手）であり、また、ドイツ再統一後も含め長く政治活動（1958—1990年東ドイツ人民議会議員、1998—2002年ドイツ連邦議会議員）に携わったG.A.シュアーがその70年の歳月を綴った書である。
I.ガイペル	見失われた競技：あるドーピング訴訟日誌	同著は、東ドイツの世界的女性陸上選手であった作家I.ガイペルが、東ドイツ女性アスリート達のドーピング訴訟及び結果をスケッチ、補完した書である。
H.ヘトリッヒ	スポーツ：私の大きな愛	同著は、表舞台に出ることなく東ドイツで大衆スポーツに長く携わったスポーツ幹部H.ヘトリッヒが、その人生とスポーツとのかかわりを綴った書である。

1. 児童・青少年スポーツ

学校スポーツ共同体：学校スポーツクラブにあたる学校スポーツ共同体 (Schulsportgemeinschaft) は、第二次世界大戦以前のドイツや西ドイツにない東ドイツ独自のものであった。その大学での設立はドイツ社会主義統一党の決議によって 1951 年に定められていたが、1956 年にはそれを課外スポーツの中心とすることが法的に定められた²⁶⁾。現役引退後東ドイツのスポーツ統括団体であるドイツトゥルネン・スポーツ連合幹部も務めた G.A.シュアーは、この学校スポーツ共同体について、1956 年に「法的に規定されていたが、徹底されたのは 1961 年からであった。それには二つのグループがあり、選手のためのものと普通のものではあった」と従来あまり知られていない事柄を語った。東ドイツ独自とされ、競技スポーツの後継者選抜の一端も担ったと考えられる学校スポーツ共同体に関する G.A.シュアーの言説は大変興味深い。学校スポーツ共同体に関する研究は進んでいない。また、G.A.シュアーの言説からは、東ドイツにおいて法的に規定された事柄が徹底して実行されるには時間を要した可能性も窺える。

2. 競技スポーツ

1) 競技スポーツの種目と地域：東ドイツは競技スポーツで世界の注目を集めた。東ドイツ崩壊寸前まで長きに渡ってスポーツ幹部であった M.エヴァルトは、その要因の一つに各県スポーツクラブへの促進スポーツ種目の分散をあげている²⁷⁾。これに関連して、G.A.シュアーは、「競技スポーツでは気候などだけで種目や地域が決めたのではなく、経済的なことも考慮された」と従来あまり知られていない事柄を語った。

2) 後継者の選抜：東ドイツのスポーツ競技力向上については、従来から優れた後継者養成制度などもあげられている。長くトレーナーとして、後継者選抜に実際に携わった U.ヴィレは、「身長、能力、トレーニング成果などが考慮された。東ドイツでしかできなかったかもしれない」と語った。東ドイツにおける後継者選抜に関して、身長などが考慮されたことは従来から語られていることであるが、U.ヴィレの東ドイツでしかできなかったかもしれないという理由は不明であり、今後究明する必要がある。

3) スパルタキアード：1966 年から始まった東ドイツのスパルタキアードが同国のスポーツ競技力向上に重要な役割を果たしたことは周知のことである。G.A.シュアーも、「それは後継者を取り込み、その才能を伸ばすものであった」とその役割について語った。スパルタキアードについて、G.A.シュアーは、その著作では、それはタレント発見のためにのみあったのではなく、

多くの青少年の参加と熱狂があり、住民の協力があったこと、オリンピック種目でない種目も競技として行われていた所もあったことなどを述べている。このようなスパルタキアード別の側面については M. ザイフェルトもその著作の中で述べているが、M. ザイフェルトはこのような状況も沢山の参加者数、すべてのスポーツ種目ということよりも記録が重視されていたとも述べていることなどから、スパルタキアードの役割及び変容については今後も検討が必要であろう。

3. 大衆スポーツ

1) 大衆スポーツの軽視：競技スポーツに対し従来から遅れが指摘されてきた東ドイツの大衆スポーツについて、著名な陸上選手でもあった I.ガイペルは、競技スポーツに対し、「東ドイツは大衆スポーツに力を入れていなかった」と語った。I.ガイペルはその根拠を語らなかったが、後述するようにその言説には I.ガイペルの東ドイツ時代の経験や再統一後の立場なども反映しているように考えられる。一方、H.ヘトリッヒは、スポーツ共同体 (Sportgemeinschaft) や職場スポーツ共同体 (Betriebssportgemeinschaft) におけるスポーツの組織化や活動を自らの長い経験に基づいて具体的に述べ、東ドイツの大衆スポーツ軽視という指摘は「事実と異なる」と反論した。H.ヘトリッヒの言説については、2000 年以前には再統一後も東ドイツスポーツを擁護する立場の K.フーンも含め、東ドイツスポーツ関係者の多くが東ドイツにおける大衆スポーツの軽視を語っていたことなどから、今後も検討が必要であろう。

2) スポーツ共同体：H.ヘトリッヒは、ドイツに伝統的なスポーツフェライン (Sportverein) に代わるスポーツ共同体について²⁸⁾、「自治体や企業など様々な形態があった。大きな企業のスポーツ共同体が財政的に豊かであり、東ドイツ崩壊寸前まで多くの種目で数多くの競技会を実施していた」ことなど従来あまり知られていない事柄を語った。この言説は従来になく大変貴重と言えるが、注意を要する箇所もある。それは、特に 1970 年以後東ドイツにおいて促進するスポーツ種目が限定され、促進種目から外れた種目が衰微していったことを M. ザイフェルトがその著作の中で述べているからである。

4. ソビエトの影響と東ドイツスポーツの独自性

1) ナチスにかかわったスポーツ関係者の排除：第二次世界大戦後、占領下のドイツでは、スポーツ分野においても非ナチ化が遂行された。ソビエト占領地区におけるナチスにかかわったスポーツ関係者の排除について、K.フーンは、

「ソビエトというより、ベルリンの司令官の影響が大きかった」と当時の状況を語った。同時代を過ごし、ジャーナリストとして活動していた K.フーンの言説は貴重であるが、その根拠は不明である。

2) 職場スポーツ共同体：東ドイツの職場スポーツ共同体について、H.ヘトリッヒは、それを「ドイツスポーツ史において前例のないものであった」とその独自性を語った。また、G.A.シュアーは、職場スポーツ共同体について、「お金の出所があるところとないところで異なり、後者ではドイツツルネン・スポーツ連合からお金が出された。両方から出されたところはない」とその区分を語った。H.ヘトリッヒと G.A.シュアーの言説は貴重と考えられるが、その根拠は不明である。しかし、H.ヘトリッヒと K.アンブラーが、その著作の中で、東ドイツにおいて職場スポーツ共同体は競技スポーツと大衆スポーツの両面で重要な役割を担ったと述べていることなどから、職場スポーツ共同体についてはその独自性の他、様々な側面から今後研究を進める必要があろう。

3) ソビエトスポーツシステムの模倣と相異：スポーツ分野でのソビエトの影響について、従来の著作では、スポーツの政治化、模倣と相異などが述べられている。ソビエトのスポーツシステムの移入について、K.フーンは、「ソビエトからスポーツの組織や協会は受け入れたが、何でもそう、そのままではない。ソビエトから学んだが、東ドイツはソビエトより組織するのが上手かった」と語った。この言説は、M.エヴァルトの著作にあるドイツスポーツの伝統・経験を考慮し、ソビエトのスポーツシステムの模倣は他の社会主義国家よりも少なかったという叙述と関連し大変興味深い。K.フーンは具体的な内容やその背景を語っていない。

4) ソビエトスポーツシステムからの方向転換：東ドイツのスポーツ史家 L.スコルニクは、再統一後の著作において、東ドイツ時代のスポーツ史書とは異なり、1950 年の東ドイツにおけるスポーツ組織再編について、「ソビエトをモデルとし」²⁹⁾と記し、1950 年代後半の東ドイツのスポーツシステム改革について、それを「すべてを国家的に組織しようとするソビエトモデルからの方向転換」³⁰⁾と記している。後者について、G.A.シュアーは、「ソビエトのシステムは国家が中心であったが、東ドイツは 1957 年にやり方を変えた。それにはお金の問題もあった」と語った。この言説は上述の K.フーンの言説と関連するとともに、L.スコルニクの叙述を裏づける興味深い言説であるが、「国家が中心」「お金の問題」とは何かなどについて今後明らかに

する必要がある。

5. スポーツシステムの改編

1) 1970 年の国家身体文化・スポーツ委員会の改組：東ドイツでは、1952 年の「国家身体文化・スポーツ委員会の設置に関する命令」によって、同委員会はスポーツ分野の最高機関として位置づけられた。同委員会は、以後中長期的で総合的なスポーツ関係規定を発するなど同国のスポーツ政策に主要な役割を果たしたが、1970 年に同委員会は改組され、以後同国において中長期的で総合的なスポーツ関係規定はみられなくなった。この改組について、G.A.シュアーは、「国家がスポーツに強くかかわっていないことを外国にアピールする必要もあった」と語った。この改組については従来明らかにされていないが、このことは後述する大衆団体の権限の拡大とも関連し、1950 年代から西側諸国が東ドイツが政治的にスポーツに強く介入していると批判し続けていたことなどもその改編の背景にあったように思われる。

2) スポーツシステムの改編と経済：東ドイツのスポーツシステムの改編について、G.A.シュアーは、「スポーツシステムは経済の状況に応じて変わっていった」と従来知られていない事柄を語った。東ドイツはその経済分野の成長によって社会主義の模範、東欧共同体のモデルとされたが、1970 年代半ば以降経済の停滞がみられ始めた。経済状況とスポーツシステムの改編の関連という G.A.シュアーの言説は大変興味深い。このことについても従来明らかにされていない。

6. スポーツ関係規定

1) 1970 年以後中長期的で総合的なスポーツ関係規定が少ない理由：東ドイツはスポーツ関係規定の数が多くその種類も多いことも特徴であったが³¹⁾、1970 年以後スポーツ関係規定は少なくなり、中長期的で総合的なスポーツ関係規定もみられなくなった。この理由について、K.フーンは、「1970 年までに東ドイツにおいてスポーツシステムがほぼできあがったからではないか。例えば、促進するスポーツ種目としない種目の区分も 1968 年になされていた」と語った。一方、G.A.シュアーは、「1970 年までに東ドイツにおいてスポーツシステムがほぼ出来上がっていたからではないか。国家的なスポーツ関係規定はスポーツシステムが出来るまで出されたのではない。1970 年以後総合的な国家的スポーツ関係規定はなかったが、ドイツツルネン・スポーツ会議の決議はあった」と語った³²⁾。これらの言説は、スポーツ関係規定が東ドイツにおけるスポーツシステムの構築に一定の役割を果たしたことを窺わせるが、その効力などに

については従来明らかにされていない。一方、I.ガイペルは、「スポーツ関係規定など、一般的な国民は知らなかった」と語ったが、その根拠は不明である。

2) 大衆団体の権限の拡大：1974 年の「第3次青少年法」のスポーツ関係条項の特徴は、大衆団体であるドイツトゥルネン・スポーツ連合の権限を拡大したことにあるように思われる。スポーツ分野での国家的機関と大衆団体の関係については、1960 年代に入って、「第2次青少年法」「東ドイツ国家評議会の決定」などによって、ドイツトゥルネン・スポーツ連合の権限が次第に強められてきたが、「第3次青少年法」によって、大衆スポーツのみならず、東ドイツスポーツ全般においてドイツトゥルネン・スポーツ連合が法的に大きな権限を持つようになった。このように大きな権限を委ねたことについて、K.フーンは、「大衆団体であるドイツトゥルネン・スポーツ連合の地位を高め、その会員の政治参加意識を高めるためのパフォーマンスとして、また、国家がスポーツに強く関与していないことを外国にアピールするためなどに必要であった」と語った。政権政党であったドイツ社会主義統一党にとって体制安定化を図るために重要であったのが大衆団体であった。そこでは党は人的結合でより簡単に影響力を行使できたからである。K.フーンの語るように、東ドイツにおいて大衆団体の地位を高めようとする動きは 1980 年代では独自の議員団を人民議会に送り込んだ農民相互援助連盟などにみられる。また、国家がスポーツに強く関与していないことを外国にアピールするためなどの必要性については、上述したように、西側諸国から東ドイツが政治的にスポーツに強く介入していると批判されていたことなども背景にあるように考えられる。

7. ドイツ体育大学卒業後のトレーナーの活動

地区の移動と多種目の指導：東ドイツはスポーツ科学でも世界の注目を集めたが、ドイツ体育大学はその中心地であった。同大学に 1960-1964 年に在籍した U.ヴィレは、国家資格のあるトレーナーとして「卒業後は主に国内の競技センターで活動し、3 年毎に地区を移った。専門は格闘技であったが、多種目を指導した」と自らの経験を語った。再統一後のドイツにおいても上級では唯一トレーナーを長く務めた U.ヴィレの言説は貴重であるが、競技引退後トレーナーも務めた G.A.シュアーと G.ゼイフェルトの著作では 3 年毎の地区移動等の叙述はみられないことなどから、ドイツ体育大学を卒業したトレーナーが U.ヴィレと同じ様な活動をしていたのかは不明である。

8. スポーツボランティア

ボランティアとその区分：自叙伝的著作では、東ドイツの競技スポーツや大衆スポーツを支えたものとしてボランティアの存在があげられている。G.A.シュアーは、「ボランティアには約 100 人の専任と非常勤の者がおり、彼らにはお金が出ることもあった」と語り、H.ヘトリッヒは、「ボランティアは誰でもなれるというものでなく、決められた者になった」と語った。それらはあまり知られていない事柄であった。東ドイツのボランティアについても従来明らかにされていないが、G.A.シュアーや K.フーンがその著作の中で東ドイツのポジティブな側面として何度度も取り上げていることなどから今後究明する必要がある。

9. ドーピング

1) ドーピングの経験：国家崩壊以前からセンセーショナルに報じられていた東ドイツのドーピングについて、I.ガイペルは、選手時代に「早い時期から説明の無いまま薬剤を渡されていた。ビタミン剤と称して。24 歳の時怪我をし、十分な説明のないまま全身麻酔され、手術された」ことなど自らの経験を赤裸々に語った。I.ガイペル自身のドーピングについては調査で初めて知ったが、I.ガイペルの著作には数人の女性選手のドーピングの様子が詳細に記されている。

2) ドーピング被害者の苦しみ：I.ガイペルは、「ドーピングの被害者は東ドイツ時代だけでなくドイツ再統一後も後遺症、周囲の理解のなさ、立場の弱さなどで苦しんでいる」とその実情を語った。東ドイツスポーツ選手のドーピングによる後遺症については周知のことであるが、後遺症に苦しむ選手を長期取材し、共にドーピング裁判を戦った I.ガイペルの「周囲の理解のなさ」「立場の弱さ」という言説は生々しいものがある。

3) ドーピング批判への圧力：ドーピング批判を展開する I.ガイペルは、ドーピング被害者の「真実を著し、救済を手助けしようと思った。そうした動きは反発を招き、いつも嫌がらせにあっている。嫌がらせの電話が絶え間なくあり、危険な目にあったことも一度ではなかった。今は立場があるので少ない。昔は車から引きずり出されたこともあった。一度ではなかった」と自らの経験も含めドーピング批判の状況を語った。このようなドーピング批判者への絶え間ない圧力を聞いたことも初めてであった。

4) ドーピングに関する近年の無言の了解：I.ガイペルは、「ドーピングについては、近年政治的に無言の了解がある。西は東を、東は西を悪く言わないのが現状、西も共犯者であったから。東ドイツにおいて西ドイツの薬剤が売られていたこともあった」と、外国ではあまり知られていないドイツ国内の近況を語った。このことは、

2000 年以前に K.フーンや M.エヴァルトがその著作で述べていた西ドイツにおけるドーピングが次第に明らかとなり、多くの人々が知ることになったことなども関連するように考えられる。

5) 競技者とトレーナーの言説：一方、一流競技者であった G.A.シュアーと国家資格のあるトレーナーであった U.ヴィレは、「ドーピングをあまり感じたことはなかった。自分達とは関係がない」と語った。しかし、その著作において G.A.シュアーは、東ドイツ後期におけるドーピング薬剤の存在を認めつつも、無意識の服用やトレーニング段階における補助としての薬剤（支援的薬剤）使用の例を述べ、それがドーピングかどうかの判断は難しいと曖昧な叙述をしていることから、これらの言説については今後検討する必要がある。また、名スキージャンパーであった H.レックナーゲルは、その著作の中で、ドーピングなしでも最高のパフォーマンスは可能であるが、医学的援助は存在したと述べている。

10. シュタージ

1) 競技者の監視：国家崩壊後、ドーピングと同様センセーショナルに報じられた東ドイツの秘密警察である国家保安省（シュタージ）によるスポーツの監視について、I.ガイペルは、オリンピック準備期間に「合宿で外国選手と恋に落ち、それは直ぐにシュタージの知るところとなった」と自らの経験を語った。後に、彼女はイエナ大学でドイツ文学研究を始めたが、反体制者との接触によって、学位論文請求は拒否された。シュタージによる競技者の監視については、K.ヴィット、K.アンブラー、H.レックナーゲルもその著作の中で自らの経験を述べている。

2) シュタージ文書の信憑性：ドイツ再統一後、ガウク機関³³⁾に集められたシュタージ文書の信憑性について、K.フーンは、「疑わしい」と語り、一方、I.ガイペルは、「リアリティがあり、被害者は信じている。内容に誤りもあるが、もう一度あらためた方が良い」と語った。K.フーンは、2007 年のその著書において、シュタージ文書によって再統一後多くの東ドイツ市民（スポーツ選手を含む）が不当な疑惑をかけられ、被害を被ったことを数多く記しているが、それは 2005 年に K.フーン自身にシュタージ疑惑がかけられたことも関連するように思われる。

11. 東ドイツスポーツのポジティブな側面

東ドイツスポーツのポジティブな側面：東ドイツスポーツのポジティブな側面として、H.ヘトリッヒは、スポーツのボランティアの存在をあげ、K.フーンは、「例えば、キーバウムに設置された高地トレーニング用の低圧室。フィンランドなどは真似たが、1990 年ドーピングとなっ

た。商業主義的でなかったこと。昔はトレーナーと選手は 1 対 1 で、トレーナーがすべてを決めることができた。今はマネージャーがついていることもある。サッカーには優遇はあったが商業主義的でなかった。タレントの発掘と育成システム。213 の郡で行われていたスパルタキアードはそのためだけにあったわけではなかったが。情報を共有した。ドイツ体育大学などにスポーツ関係者は年に一度 6 週間ほど集まり、情報交換合宿をした。それはドイツ体育大学以外でも行われた。1938 年のチェコ併合をその時イギリス、フランスは認めたが、1945 年に認めなくなった。東ドイツスポーツもそう。1989 年に見方が変わった」と語った。H.ヘトリッヒと K.フーンの言説は東ドイツスポーツ関係者などによって従来から語られていることが多いが、情報交換合宿などは従来あまり知られていない事柄であった。直接的ではないが、東ドイツ時代に出版された『東ドイツスポーツ編年史』と比べて再統一後東ドイツスポーツ史家を中心となって出版された「東ドイツドイツスポーツ編年史」では、トレーナーの中央会議、スポーツ種目別の会議、トレーニング法の専門雑誌の掲載など、東ドイツにおけるスポーツ科学にかかわる情報共有に関してより多くのことが記されている。一方、I.ガイペルは、ポジティブな側面について、「何があるというのか。言うことはない」と語った。I.ガイペルの言説は、自らがドーピングの被害者であったことなどと関連するように思われる。

12. 東ドイツスポーツのネガティブな側面

東ドイツスポーツのネガティブな側面：H.ヘトリッヒ、K.フーン、G.A.シュアー、U.ヴィレは、東ドイツスポーツのネガティブな側面を殆ど語らなかった。一方、I.ガイペルは、「東ドイツはスポーツにもの凄いいお金を使って、システムをつくった。それはポリティカルな関心からであった。東ドイツは 1700 万人ほどの経済的に小さい、目立たない、アイデンティティに不安な面もある国家であった。アイデンティティをつくるために、力をみせようとした。ドーピングは最もネガティブな問題であった。ナチス期にもスポーツは利用されたが、東ドイツは武器としたスポーツに女性を利用したことが問題である。理由や説明無く薬剤を投与した」と語った。この I.ガイペルの言説からは東ドイツの国家的なドーピング関与が窺えるが、I.ガイペルはその根拠を示していない。一方、K.フーンは、ドーピングについて、「東ドイツ後期にはドーピング薬剤はあったが、無意識の服用やトレーニング段階における補助としての薬剤の使用はそれがドーピングかどうかの判断は難しい」と曖昧な

発言をしている。先に述べたように、G.A.シュアアの著作には、K.フーンが語ったことと同様の内容がみられることから、K.フーンのドーピングに関する言説には恣意的なものが感じられる。

13. 東ドイツスポーツ批判に対する反論

一方的な東ドイツスポーツ批判に対する反論：K.フーンは、ドイツ再統一後の東ドイツ及び東ドイツスポーツに関する不満について、「1990年の時点で、他の人と同様、私は東ドイツと東ドイツスポーツが何故滅んだのかわからなかった。独裁であったルーマニアにはなかったが、東ドイツには魅力的なものもあった・・・1990年には東西は兄弟と思っていたが、その後その関係は壊れた。更に東ドイツがダメであると認識が流布された。最近ブランデルク市長は東ドイツ時代の良かったものまで潰してしまったと発言したが。このようなことから私は2007年に戦うことにした」と語った。K.フーンは、東ドイツ時代のスポーツについて、再統一直後の1990年の著作ではネガティブな側面にも言及しているが、2007年の著作ではそれはみあたらず、東ドイツ、東ドイツスポーツの不条理な取り扱いに関してより多く言及している。今回の調査の言説からは、約20年間におけるK.フーンの心情の移り変わりや、2007年の著作が意識的に書かれたものであることが窺える。また、このような不満は、K.フーン、H.F.エルテル、G.A.シュアア、H.ヘトリッヒ、N.ロガルスキー、H.レックナーゲルなどの著作にもみられる。それは、先に述べたように、東ドイツスポーツに対するネガティブな側面の強調、一面的強調、全般的批判、再統一後西ドイツ出身のスポーツ史家によって書かれた東ドイツスポーツ史にかかわる誤った叙述や作為的内容、東ドイツスポーツ関係者やその著作を無視するようなドイツの状況などに対するものである。

VI. 結びに代えて

ここでは、旧東ドイツスポーツ関係者へのインタビュー調査を通じて明らかになった語られた内容を纏めつつ、その特徴について若干言及したい。

2009年から2012年の今回の調査において、関係者によって東ドイツスポーツ及びその周辺について主に語られたことは、上述のように、児童・青少年スポーツ、競技スポーツ、大衆スポーツ、ソビエトの影響と東ドイツスポーツの独自性、スポーツシステムの改編、スポーツ関係規定、トレーナーの活動、スポーツボランティア、ドーピング、シュタージ、東ドイツスポーツのポジティブな側面とネガティブな側面、東ドイツスポーツ批判に対する反論に関することであった。

自叙伝的著作で多く語られたことと比較すると、ドーピングに関することが多いことなど偏りがあるが、それは実施できた調査の数が少なかったことや、調査の内容が主に自叙伝的著作の内容に関するものであったことなどによるものと思われる。

調査で語られた時代の証言者による東ドイツの社会やスポーツに関する個人的見解は、自叙伝的著作で多く語られたことと同様、貴重と言える。スポーツ共同体の状況、トレーナーの活動、ドーピングの状況などは、公文書などからでは知り得ないからである。

ただ、語られた言説には、上述のように、自叙伝的著作と同様、類似、相異がみられた。このことは、大衆スポーツやドーピングにかかわる言説に端的にあらわれている。大衆スポーツに関しては、陸上選手であったI.ガイペルが東ドイツは大衆スポーツに力を入れていなかったと語ったのに対し、H.ヘトリッヒは、スポーツ共同体や職場スポーツ共同体におけるスポーツの組織化や活動を自らの長い経験に基づいて具体的に語り、東ドイツの大衆スポーツ軽視という指摘は事実と異なると反論したのである。ドーピングに関しては、I.ガイペルが自らの経験を赤裸々に語るとともに、東ドイツの国家的なドーピングの実施を示唆したのに対し、著名なスポーツジャーリストであったK.フーンは、東ドイツ後期にはドーピング薬剤はあったが、無意識の服用やトレーニング段階における補助としての薬剤の使用はそれがドーピングかどうかの判断は難しいと曖昧な発言をし、一流競技者であったG.A.シュアアと国家資格のあるトレーナーであったU.ヴィレは、「ドーピングをあまり感じたことはなかった。自分達とは関係がない」と東ドイツにおけるドーピングを否定したのである。

また、再統一後も東ドイツ、東ドイツスポーツを擁護する立場にあるK.フーン、G.A.シュアア、H.ヘトリッヒ、U.ヴィレは東ドイツスポーツのネガティブな側面を殆ど語らなかった。このことは、ドイツ再統一後の自叙伝的著作より、2000年以後の著作の特徴と一致する。この理由は、先述したK.フーンの言説にみられるように、再統一後も続く、東ドイツ、東ドイツ市民、東ドイツスポーツに対する不条理な取り扱いなども関係するように思われる³⁴⁾。一方、自身がドーピングの被害者であり、東ドイツのドーピングを徹底して糾弾しているI.ガイペルは、東ドイツスポーツのポジティブな側面を全く語ることはなかった。このような差異は予想以上のことであり、語られた言説には、証言者の東ドイツ及び再統一後のドイツにおける職業、地位、立場、経験などが強く反映していると考えられ、

恣意的な言説については慎重な取り扱いが必要であろう。

今回の調査では、東ドイツスポーツの独自性に関する言説も得ることができた。このことは、自叙伝的著作にもみられたが、調査では、東ドイツのスポーツシステムやスポーツ関係規定の変容など、我々が今まであまり知ることのなかった事柄も語られた。とりわけ、ソビエトのスポーツシステムからの方向転換や東ドイツ独自のスポーツシステムの構築を示唆する G.A. シュアーや K. フーンの証言などは、スポーツ史家 L. スコルニクのドイツ再統一後のスポーツ史叙述を裏づけ³⁵⁾、ソビエトのスポーツと東ドイツのスポーツの違いを考えるうえで重要となろう。

普段はインタビュー調査を受け付けない K. フーン、ドーピングの被害者であるとともにドイツにおける重要なドーピングの裁判にも影響を及ぼした著作を著した I. ガイペルなどに調査できたことや³⁶⁾、自叙伝的著作の内容の理解を深められたことなどが今回の研究成果と言える。しかし、予定していた数、そして様々な立場の関係者に調査できなかったことは残念な結果であった。コンタクトをしながらも諸事情で今回調査が適わなかった関係者には、時間がかかっても是非調査を実施したいと考えている。また、今回の調査では、東ドイツの学校スポーツ共同体の状況、競技スポーツの種目と地域、スポーツ共同体の状況、スポーツシステムの改編と経済、スポーツボランティアの状況、ドイツスポーツ大学などにおけるスポーツ関係者の定期的な情報交換合宿など従来あまり知られていない事柄や、恣意的と感じられる言説もあった。それらについては、今後他の資料などで比較分析するとともに、再度の調査やメールなどを通じて理解を深めていきたいと考えている。

註及び文献

- 1) 例えば次を参照。Bernett, Hajo, Prolegomena zur historischen Aufarbeitung des Systems von Sport und Körperkultur in der DDR, in: Stadion, 16 (1990), S. 1-36. 東ドイツの歴史学の問題については例えば次を参照。仲井斌、ドイツ史の終焉—東西ドイツの歴史と政治、早稲田大学出版部：東京、2003 年。
- 2) Spitzer, Giselher / Teichler, Hans Joachim / Reinartz, Klaus (Hg.), Schlüsseldokumente zum DDR-Sport: Ein sporthistorischer Überblick in Originalquellen. Meyer & Meyer Verlag: Aachen, 1998.
- 3) 船井廣則、「歴史」としての東独スポーツ、スポーツ史研究、第 18 号、2005 年、43-48 頁。
- 4) 例えば次を参照。Huhn, Klaus Ullrich, Mein

- drittes Leben. Spotless-Verlag: Berlin, 2007.
- 5) ここで自伝ではなく自叙伝的著作と用語を用いているのは、これらには、「自ら書いた自分の伝記。自叙伝」以外のものも含まれているからである。
- 6) Buss, Wolfgang / Becker, Christian (Hg.), Der Sport in der SBZ und frühen DDR: Genese - Strukturen - Bedingungen. Verlag Karl Hoffmann: Schorndorf, 2001, S. 50-52.
- 7) 藤井政則、スポーツの崩壊—旧東ドイツスポーツの悲劇、不味堂出版：東京、1998 年。
- 8) Seifert, Manfred, RUHM UND ELENDE DES DDR-SPORTS: Keine Bilanz - Aufgeschriebenes aus 40 Jahren eines Sportjournalisten. Verlag Bock & Kübler: Berlin, 1990.
- 9) Fuchs, Ruth / Ullrich, Klaus, Lorbeerkrantz und Trauerflor: Aufstieg und "Untergang" des Sportwunders DDR. Dietz Verlag: Berlin, 1990.
- 10) Ewald, Manfred, Ich war der Sport: Wahrheiten und Legenden aus dem Wunderland der Sieger. Elefant Press: Berlin, 1994.
- 11) Witt, Katarina, Meine Jahre zwischen Pflicht und Kür. C.Bertelsmann Verlag: München, 1994.
- 12) Oertel, Heinz Florian, Höchste Zeit: Erinnerungen. Das Neue Berlin: Berlin, 1997.
- 13) Seyfert, Gaby, Da muß noch was sein: Mein Leben - mehr als Pflicht und Kür. Das Neue Berlin: Berlin, 1998.
- 14) Schur, Gustav-Adolf, TÄVE, Die Autobiographie: Gustav-Adolf Schur erzählt sein Leben. Das Neue Berlin: Berlin, 2001.
- 15) Geipel, Ines, VERLORENE SPIELE: Journal eines Doping-Prozesses. Transit Buchverlag: Berlin, 2001.
- 16) Hettrich, Hasso, SPORT - MEINE GROSSE LIEBE. Spotless-Verlag: Berlin, 2004.
- 17) Rogalski, Norbert, Qualifiziert und ausgemustert: Wie ich die DHfK erlebte. Vokal-Verlag: Leipzig, 2005.
- 18) Ampler, Klaus, Mein Leben für den Radsport: AUTOBIOGRAPHIE. MedienService Gunkel & Creutzburg: Gotha, 2005.
- 19) Huhn, Klaus Ullrich, Mein drittes Leben. Spotless-Verlag: Berlin, 2007.
- 20) Recknagel, Helmut, Eine Frage der Haltung: Erinnerungen. Das Neue Berlin: Berlin, 2007.
- 21) G. ヴォンネベルガーは 1967 年から 1991 年までドイツ体育大学に勤務した東ドイツの代表的なスポーツ史家であり、1971 年から 1983 年まで国際スポーツ史学会会長を務めた。
- 22) G. ヴォンネベルガーから筆者への私信 (2008 年 11 月)。
- 23) ポツダム大学教授、東ドイツスポーツ史に関係する著作を数多く出版している。

- 24) 實學淳郎、旧東ドイツスポーツ関係者が語る東ドイツスポーツ―自叙伝的著作（1990-1998年）の分析を中心に、スポーツ史研究、第21号、2008年、43-55頁。
- 25) 實學淳郎、旧東ドイツスポーツ関係者の言説―自叙伝的著作（2001-2007年）の分析を中心に、体育史研究、第29号、2012年、19-30頁。
- 26) Gesetzblatt der Deutschen Demokratischen Republik, Teil I, Nr. 21, 2.22.1956, S. 183-184.
- 27) Ewald, Manfred, Ich war der Sport: Wahrheiten und Legenden aus dem Wunderland der Sieger. Elefant Press: Berlin, 1994.
- 28) ソビエト占領下のドイツでは、ブランデンブルク州を除く4州において、スポーツ共同体登記に関する規定が、1948年11月から1949年1月の間に出されている。
- 29) Skorning, Lothar, CHRONIK DES DDR-SPORTS Teil II: 1950-1955, in: BEITRÄGE ZUR SPORTSGESCHICHTE, 2 (1996), S. 6.
- 30) Skorning, Lothar, CHRONIK DES DDR-SPORTS Teil III: 1956-1960, in: BEITRÄGE ZUR SPORTSGESCHICHTE, 3 (1996), S. 11.
- 31) Knecht, Willi, Das Medaillenkollektive: Fakten Dokumente Kommentare zum Sport in der DDR. Verlag Gebr. Holzapfel: Berlin, 1978.
- 32) 東ドイツの体育協会にあたるドイツトゥルネン・スポーツ連合の設立は1957年であり、その総会であるドイツトゥルネン・スポーツ会議は数年毎に開催された。
- 33) 1989年秋に東ドイツ各地で民主化を求める市民集会が発生したとき、先頭に立つ指導者の一人がJ.ガウクであった。統一後、彼は政府受託機関で、シュタージが非公式協力者を使って集めた個人情報調査検証する任務を委託された。2000名を超すその組織は、その複雑な名称から一般にガウク機関と呼ばれた。
- 34) 例えば、東ドイツのトレーナーや幹部の養成、競技スポーツやスポーツ科学の中心地であったドイツ体育大学は解体され、ライプツィヒ大学の一学部に改組され、旧教職員の殆どは解雇された。職員の解雇に関しては、ドイツトゥルネン・スポーツ連合も同様であった。国家的な支援を失った競技スポーツ選手は、希望を失って引退する者がいる一方で、優秀な選手は西側へ移住するか、プロ化の道を模索した。東ドイツスポーツを支えたトレーナーもほぼすべて解雇され、再統一後のドイツにおいても上級で長く仕事を続けられたのは、今回の調査に応じてくれたU.ヴィレのみであった。ドイツ体育大学に長く務めたN.ロガルスキーは、ドイツ体育大学が優れた能力を持ち、スポーツ科学などで諸外国のスポーツにも貢献してきたにもかかわらず、再統一後その政治性のみで否定され、解体されたことを問題視している。次を参照。Rogalski, Norbert, Qualifiziert und ausgemustert. Wie ich die DHfK erlebte. Vokal-Verlag: Leipzig, 2005.
- 35) このことについては例えば次を参照。實學淳郎、東ドイツスポーツ史の再構成―「東ドイツスポーツ編年史」（1995―1998）を中心として、大熊廣明監修『体育・スポーツ史にみる戦前と戦後』所収、道和書院：東京、2013年、196-213頁。
- 36) 多くのスポーツ選手（その多くは無意識に）と同様、I.ガイペルも東ドイツの組織的ドーピングシステムに取り込まれていた。2000年の東ドイツ強制ドーピング裁判において、彼女は原告の側にあった。この裁判は同年7月に結審し、未成年の女性アスリートへのドーピングによる身体障害を142ケースにわたって幫助したという罪で、M.エヴァルトとスポーツ医療責任者であったM.ヘプナーは有罪（執行猶予付）となった。2011年、I.ガイペルは東ドイツにおける強制ドーピングシステムの解明などによって表彰（連邦十字勲章）された。